

# 建設産業担い手確保・育成・定着促進事業に係る 資格取得促進助成対象者の選定基準

建設産業担い手確保・育成・定着促進事業助成金交付要領第5条に定める助成対象企業及びその対象者の選定基準を、下記のとおり定める。

## 記

### 1 選定基準の考え方

資格取得促進助成を行う目的は、労働者の高齢化により近い将来、優秀な技術者の大量退職が見込まれるため、技術者になり得る資格の取得を促進し、迅速に技術者を育成することによって、技術力の向上及び維持を図ることである。また、本県で発生する不調不落については、土木に関する工事が約9割を占めており、発生原因はほとんどが技術者不足となっていることから、土木工事において技術者として配置できる資格取得について重点的に取り組む。

本助成に対する申請があった際は、以下に定める基準により点数を付け、その得点の高い者から順位を付し、当該順位に従い助成対象企業及びその対象者を決定するものとする。

なお、同点の場合は、年齢の低い者をより高順位とし、それでも決しない場合には、3-A-の資格保有者のより少ない企業に所属する者を高順位とする。

また、助成企業は、各評価項目に該当することを証する書類を申請書の提出と同時に提出しなければならない。

### 2 助成対象について

助成対象者については、建設業に従事する者とし、工種別の予算上限額は以下のとおりとする。

工種（施工管理技士の種類）	予算上限額
土木、建設機械	1,500,000円
その他の工種	500,000円

上記予算上限額について、募集期間終了後にいずれかの工種において空きがある際には、当該枠を超えて対象とすることができることとする。

### 3 順位決定のための基準

#### ア 申請企業に関する項目

##### ・ 施工管理技士の資格保有者数

##### a 趣旨

施工管理技士の資格保有者が少ない事業者については、資格保有者が多い事業者と比較して、育成に充てる時間の確保が困難であること及び技術者不足により入札を辞退しなければならないことが想定されるため、施工管理技士の資格保有者が少ない事業者を高く評価する。

##### b 対象

申請事業者の施工管理技士の資格保有者数

##### c 点数

施工管理技士の人数に応じて以下のとおり加点

点数	5点	3点	1点
人数	5人未満	5人以上 10人未満	10人以上

## イ 助成対象者に関する項目

### ・ 年齢

#### a 趣旨

令和2年度国勢調査によると、本県建設産業従事者においては、55歳以上が44%、29歳以下が全体の9.2%と若年層における人手不足が顕著となっているため、より若い方を評価する。

#### b 対象

助成対象者の満年齢（令和7年3月末日時点）

#### c 点数

年齢に応じて下表のとおり加点

点数	5点	4点	3点	0点
満年齢	29歳以下	30～34歳	35～39歳	40歳以上

#### d 備考

県土木部で、若手技術者として考えている40歳未満について加点する。

### ・ 助成対象者が保有している資格

#### a 趣旨

建設産業における資格を既に保有している者と比較して、未経験者等の未資格者の育成にかかる企業負担が大きくなることから、資格保有者に対して減点措置を講じる。

#### b 減点対象

主任技術者、監理技術者になり得る資格を取得している者

#### c 減点点数

2点

#### d 備考

同一人物が複数項目に該当する場合でも、重複した減点を行わないものとする。